

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成23年度第2回高松市議員報酬，市長および副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成23年12月22日（木） 午前9時～午前11時10分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議（基本方針の確認） 議員報酬の額，市長および副市長の給料の額ならびに議会における政務調査費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出 席 委 員	7人
	松本修二（会長），本田典孝（職務代理者），前田峻司，中條尚子，馬淵キノエ，中山節子，吉岡和子
傍 聴 者	なし
担 当 課 係 員 お 連 絡 先	総務課 （TEL 839-2181）

【経過および結果】

1 追加資料の説明

第1回審議会において委員から質問のあった「議員定数が減り，議員活動が広範となったことを裏付ける具体的なデータ」，「議会費の予算現額および決算額」，「政務調査費の執行状況の推移」，「統一地方選挙不出馬の議員を除く平成22年度政務調査費の執行状況」，「県が17年度に減額措置を実施し，継続している理由」について事務局から説明を行った。

2 市長・副市長の給料の月額，議員報酬の月額ならびに政務調査費の額について審議を行い，次のとおり意見が集約された。

(1) 市長・副市長の給料の月額

据置き。ただし，一定の期間，減額措置を求める。

(2) 議員報酬の月額

据置き。ただし，一定の期間，減額措置を求める。

(3) 政務調査費の額

据置き

【主な質疑応答】

○市長・副市長の給料の額および議員報酬の額について

本田委員) 厳しい財政状況は昨年度と変わっていないが、財政指標の推移を見ると市の一定の努力が見受けられることを考慮し、市長・副市長の給料および議員報酬の額については改定を見送るべきと考えるが、社会経済情勢に対する不安感は拭えないことから、引き続き減額措置を求めたい。特に議員報酬については、昨年度の答申で減額措置について適切な判断を強く望むとの文言を用いたが減額措置の実施が見送られていることから、今回の答申にも実施を強く望む旨の文言を盛り込みたい。

前田委員・中山委員・吉岡委員) 本田委員と同意見である。

吉岡委員) 市長は様々な行事に参加するなど多忙であると認識しているが、副市長は市民の目に触れる機会が少なく馴染みが薄いため、業務内容が分かりづらい。

鴨井課長) 市長の業務は休日にも及び、その業務量は合併後、更に増えたことから、行政需要や市民ニーズに対応するため、現在、副市長を2人設置している。副市長は市長代理としての業務も多いが、市長を支え代理するという点で目立たない面があると思う。

石垣部長) 副市長の業務は市民に馴染みの薄い面もあると思うが、様々な会合等にも出席しており、今後、市民が副市長に接する機会も増えてくると考える。

中條委員) 市長の職務や職責を考えると、改定を見送り減額措置について自主的な判断を仰ぐことが妥当と考える。議員報酬については、昨年度の減額措置を求める答申に対し、議員定数が減り、議会費が大幅に縮減されることを理由に実施が見送られたが、合併により議員定数が減り議会費の総額が縮減されたことと議員一人当たりの適正な報酬とは、本来、別の問題と考えられるため、理由として不適當と感じる。

馬淵委員) 行政需要が増加する一方、職員数は減少し、以前と比べて職員一人当たりの業務負担も増加していると思うが、これは行政全般に共通して言えることであり、議員定数が減り、議員活動が広範となったことを理由に議員報酬や政務調査費の額を据え置くべきとすることは理由として不十分である。ただし、議員報酬は、職務に対する対価であることから、安易な改定は難しいと考える。

松本会長) 改定を見送り減額措置を求める場合、議員報酬の減額措置については、昨年度の答申に対し、市議会から据え置くべきとの見解が示されていることから、その主張に対する相応の反論を答申に盛り込む必要がある。

馬淵委員) 市議会が減額措置を実施しない理由に挙げた、議員定数が減り、議会費の大幅な縮減になることは前述のとおり説得力がない。また、国が目指す地域主権改革に即応した自主的かつ総合的な行政運営が求められていること、議員報酬は平成9年4月以降据え置かれ、期末手当の減額により年間報酬総額が漸減していることは、当然の内容であり理由として不適當である。

本田委員) 議員定数の減少は市議会の判断によるものであり、議員の努力として評価すべきと考える。ただし、内部経費については、一層の縮減努力を求めたい。

松本会長) 市議会が減額措置の実施を見送るべきとの結論に至った4つの理由をそれぞれ分析すると、内容としてはすべて事実であると認められるにもかかわらず、あえて減額措置を求める理由について意見を求めたい。

本田委員) 議員報酬についても各市の財政状況に応じて判断されなければならないと考える。市長・

副市長の給料については平成15、16、18年度に減額改定を行っているが議員報酬は据え置かれていること。また、市長・副市長・議員・職員の一丸となった努力により僅かながらも財政健全化の方向に向かっているものの、いまだ地域経済は低迷しており財政悪化の懸念が拭えないことを踏まえ、再度、議員についても減額措置を求めたい。

松本会長) 中核市における相対的な位置としては、減額措置を実施している市長・副市長の順位よりも、減額措置を実施していない議員の順位の方がやや低位にあるが、市民感情としては、本市の財政状況を考慮し、市民に対するメッセージとして議員も減額措置を実施してもらいたいという気持ちや、県では近年、議員も減額措置を継続しており、財政状況の改善が図られるまでは、県と足並みを揃えてもらいたいという気持ちがある。

吉岡委員) 本市は大規模な災害からは免れたものの災害に対する不安は拭えず、景気も冷え込んでいることから、財政健全化に向けた一層の努力を市民は望んでいる。

松本会長) 直島町は、来年度から議員報酬を減額することとなった。

鴨井課長) 減額理由や削減率の根拠については確認できていないが、12月定例会で議会側から15%の削減が提案されたようである。

松本会長) 本審議会としては財政状況が不透明であることなどを踏まえ、市長・副市長・議員が足並みを揃えて減額措置を実施してほしいと考える。

中條委員) 中核市の市長の年間総支給額を見た場合、1位の船橋市が2,000万円台で、40位の函館市が900万円台と差が大きい一方、議員報酬はそれほどの差が見られないことから、相対的な比較をする場合でも単純に順位だけを見て低位と判断することが適切かどうかは疑問である。

松本会長) 市長・副市長の給料および議員報酬の額については改定を見送り、これまでと同様に減額措置を求めることとし、その理由も同様とすることで委員全員の一致した意見として集約する。

中山委員) 議員にはその職責を自覚してもらいたい。

松本会長) 先ほどの意見は、市長・副市長は常勤であり給料は生活給としての意味合いが強いが、議員報酬は職務に対する対価であり、自ら手を挙げて議員となっていることから、職責を認識した対応を望むとの趣旨か。

中山委員) そのとおり。

○政務調査費の額について

馬淵委員) 広報費の執行割合が増加傾向にある一方、広聴費の割合は増加していない。市民感覚を掴む意味では広聴費は重要であり、広聴費の割合が少ないということは、調査活動に政務調査費が十分に活用できていないのではないかと疑問に感じる。また、交付額の半分ほどを戻入する議員も少なくないという実態から、適正な交付額となっているのかについても疑問である。

本田委員) 政務調査費は政党活動、選挙活動、後援会活動には使用できないが、執行状況の推移を見ると選挙の前年に広報費が増加しており、選挙活動の経費となっている懸念がある。政務調査費の使途基準運用指針には、活動に要した経費の全額を政務調査費に充当することが不適當である場合は按分すると規定されているが、実際に按分して収支報告書を提出する議員がいるのかは疑問である。このようなことから、昨年度と同様に減額改定を求める答申が妥当と考える。

鴨井課長) 人件費や事務所費などは、一部、調査研究活動とそれ以外の活動の区別が難しい場合があると推測されるが、収支報告書の具体的な確認は議会事務局が行い、適正な執行に努めており、政

務調査費の使途基準に適う経費を報告しているものとする。

松本会長) 昨年度の答申に対し市議会は、議員定数が減り、議員活動が広範となったことを理由に政務調査費を据え置くべきとしたが、この主張に対する意見もお願いしたい。

石垣部長) 昨年度の答申に対して市議会から見解が示されていることから、昨年度と同様の答申では成果が見込めないと考える。昨年度は執行実績を基に88%の額への減額改定を求めたが、今回、市議会から示された見解を踏まえた答申とするためには、議員定数が40人となった今年度以降の執行実績を見た上で判断の方が説得力が出るのではないかと考える。その場合、今年度の実績がまだ確認できないことから、今年度の答申は昨年度と同様とするのか、別の考えを示すのか検討が必要である。ただし、昨年度は執行実績に基づく内容としたことから、今回も実績に基づく判断が基本であるとする。

中山委員) 人件費として計上されている経費は、常駐の者に対する経費なのか。

鴨井課長) 元々、議員が雇っている補助スタッフであり、その者が行う業務のうち調査研究活動を補助するために費やした時間に当たる経費を計上している。

前田委員) 今年度の執行状況を見なければ、市議会の見解に対する的確な反論が難しい。収支報告書に添付された領収書を閲覧した時に受けた使途に対する不信感があり、残余金として戻入されている実態があるのであれば、交付額を減額するか、以前、馬淵委員が提案したように政務調査費を定額部分と申請に基づく追加交付額の部分に分ける運用とすることが有効と考える。

松本会長) 基本額と申請に基づく追加交付額に分ける運用はアイデアとしては魅力的であるが、実際の運用を考えた場合、追加交付申請の認定を誰が行うのかなど課題が多く難しい。なお、解説書のコンメンタル地方自治法によると、政務調査費は議員の調査活動の基盤を強化し、地方議会の活性化を図るため平成12年に制度化されたことである。

馬淵委員) 調査活動は、政務調査費の費目のうち、市民の緊急課題を把握するための経費である広聴費に反映されると考えるが、現状では広聴費の執行割合は非常に少ない。

石垣部長) 広聴費は監査請求などで指摘された湯茶代が計上されている費目である。監査結果では適正な執行とされているが、湯茶代を経費として計上することを問題視する意見もあることから、計上を控える議員もいると仄聞している。

松本委員) 議員定数が減り、議員活動が広範となったことで、執行状況の変動は見込まれるのか。

石垣部長) 議員定数が減少したことで、当選のための得票ラインが上がり選挙活動の範囲も広がるが、日常的な議員活動の範囲も広がると考えられる。

松本会長) 調査活動とはどのようなものか、という認識の相違がある。個人的には、政務調査費は各議員が調査研究テーマや案件を持ち、調査するための経費であり、活動範囲は関係ないとする。

石垣部長) 議員活動と政務調査活動の区別は難しいが、政務調査活動は地域と密着したものである。

馬淵委員) 政務調査費の在り方を議論する必要がある。

鴨井課長) 政務調査費の使途基準運用指針は定められているが、使い方は議員の判断による。議員によっては、実際には経費が掛かっているにもかかわらず社会通念上どうかという点で経費の計上を控え、他の経費を計上する場合もあることから、広聴費の執行割合が少ないからと言って、市民からの要望や意見を聴くための広聴活動を行っていないと判断することはできず、実際に掛かった経費すべてが、収支報告書に表れている訳ではない。

松本会長) 議員報酬と政務調査費は密接な関わりがある。議員報酬は議員活動に対する対価であり、議員としての職責を果たすためには十分な調査研究活動を行う必要があることから、その基盤として政務調査費が交付されている。議員活動と調査研究活動は重なる部分も多く、その点では、名称を変えた報酬と言えるかもしれないが、しっかりと区別して扱う必要がある。

中條委員) 議員定数が減り、議員活動が広範となったと市議会の見解にあるが、地域によっては活動範囲が変わらず、負担も変わらない議員もいるのではないかと。

石垣部長) これまでは合併地域を分けて旧合併町ごとに議員定数を割り振っていたが、今春の統一地方選挙から全市域を対象に40人となったことから、旧市地域が活動範囲である議員についても一人当たりの活動範囲は広がったと推測される。

吉岡委員) 政務調査費の使途については議論が必要であるが、財政健全化のために議員定数が減ったと考えられることから、活動範囲が広がったことを考慮しても減額改定を求めることが妥当である。

松本会長) 議員定数の減少が直ちに執行率の変動に影響するとは考えにくいだが、変動の可能性があることを考慮し、今年度の執行状況を見て来年度の審議会において改めて判断することも一案である。

石垣部長) 答申を効果的なものとするためには、市議会の見解に対し適切な反論を積み重ね、働きかける必要がある。

前田委員) 減額改定を求める方向で説得力のある答申となれば良いが、市議会の見解に対し、反論して減額改定を求める的確な根拠が見当たらない。今年度の執行実績を見た上で来年度に10～12%の減額改定を求める方が説得力がある。

本田委員) 昨年度と同様の答申内容が妥当であると発言したが、本審議会が毎年開催されていることを鑑みて、市議会の見解に適切に対応した答申を重ねることが得策と感じる。

前田委員) 財政状況が思わしくないという理由だけで減額改定を求めることは難しい。

本田委員・前田委員) 政務調査費の使途基準運用指針に基づく適切な執行に努めること、使途の透明性を図る努力を求めることを答申に盛り込みたい。

松本会長) 昨年度については、政務調査費の有効活用や使途の透明性確保は従前より図られたが、未だ使途に疑義があること、執行率が80%台であることを踏まえ、執行率に沿う改定を行うべきと判断したものであるが、有効活用性、透明性に対する委員の認識は昨年度と同様である。また、執行率については、現時点で今年度の執行状況が把握できないが、昨年度も執行状況を把握できていない段階で減額改定の判断を行ったことから条件としては同じである。昨年度と異なる点は、議員定数が40人に減ったことであるが、議員定数の減少が執行率に大きく影響するとは考えにくく、議員の活動範囲が広がり、執行率が増える可能性があるかと推測される程度である。昨年度とそれほど変わらない状況で答申内容を変えるべきではなく、昨年度と異なる答申内容とするのであれば、相応の理由が必要である。したがって、本来、減額改定すべきであるが、議員定数が減り、活動範囲が広範となった状況にあることから、今年度の実績を踏まえた上で適切に対応することとし、今年度の執行実績に変化が見られない場合は、その執行率に応じた減額改定を求める旨を明記した予告・条件付きの答申とすべきと考える。これにより市議会に有効活用のための努力を促すとともに適切な執行と使途の透明性確保を求める文言が担保となり効果的となる。

本田委員・馬淵委員) 会長の提案に賛成する。本審議会の今後の対応を明確に示すことで市議会に対し政務調査費の適正な執行を促せる。

松本会長) 市長・副市長の給料および議員報酬の額については、据置きとし減額措置を求めることとする。とりわけ議員報酬の額については、平成20年度から重ねて減額措置を求めていることから市議会に本審議会の意図を適切に斟酌してもらいたい旨を答申に盛り込むこととする。また、政務調査費の額については、執行状況等から減額改定を求めたいところであるが、議員定数が40人に減ったことに伴う調査研究活動や職責の変化を見た上で、改めて適正な額を判断する必要があると考えられることから、今年度は据置きとする。ただし、今年度の執行状況が昨年度と変わらなければ、執行率に見合う改定をすべきとの内容で意見集約する。なお、答申書の文案については、これまでの審議を踏まえ事務局において作成し、次回の審議会で審議する。